

## 特定地域型保育事業者に対する行政処分について

### 1 行政処分の概要

町内の特定地域型保育事業所において、地域型保育給付費の請求に関する書類を実態とは異なる内容で作成し、給付費を不正に受給していたこと等が判明したことを受け、子ども・子育て支援法第52条第1項の規定に基づき、当該事業所を運営する事業者に対し、「確認の効力の一部停止（新規利用児童の受入停止）12か月」の行政処分を実施した。

### 2 法人等の概要

(1) 対象事業者

法人名 一般社団法人光の子グループ  
代表者 代表理事 与那覇 昂  
所在地 読谷村字大湾 34 番地シナジースクエア 3 F

(2) 対象事業所

名称 光の子幼児学園第二嘉手納園  
所在地 嘉手納町字嘉手納 290 番地 4 嘉手納 TC ロータリー 2 号館 102  
事業類型 小規模保育事業 A 型

### 3 行政処分の内容

(1) 処分の内容 確認の効力の一部停止（12か月間の新規利用児童の受入停止（※））

※令和8年3月31日時点で令和8年度の入所が決定している児童を除く

(2) 処分日 令和8年3月31日

(3) 効力発生日 令和8年4月1日（令和9年3月31日まで）

### 4 処分理由及び根拠法令等

(1) 職員配置に係る地域型保育給付費の不正請求（子ども・子育て支援法第52条第1項第4号）

令和2年度から令和7年9月までの給付費等の請求に係る届出書類に勤務実態のない職員の氏名を記載する等、実態とは異なる虚偽の報告を行い、給付費等の不正受給が行われていたことが確認できた。

- (2) 監査調書等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為（子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項第 5 号及び第 9 号）

令和 3 年度から令和 6 年度に実施した指導監査の調書に勤務実態のない職員の氏名を記載し、虚偽の勤務割り振り表を作成した上、指導監査当日に当該職員を配置して実際に配置されているように装う等、中部広域市町村圏事務組合の指導監査に対し不適切な対応が行われていたことが確認できた。

## 5 不正請求に係る返還金について

返還金については、長期にわたって当該施設の職員の出退勤管理に不適切な状況が確認されていることに加え、町からの出退勤状況等の疑義に関する質問に対する事業者の回答内容について、整合性の確認に時間を要しており、こうした状況も算定作業を難しくしている要因となっている。

返還すべき金額については、引き続き必要な精査作業を鋭意進め、年度ごとに金額を確定させ、当該事業者へ請求を行うが、4 の(1)、(2)に記載した事実自体は既に確認できていることから、すべての返還金額の確定に先立ち、行政処分を行うものである。

なお、現在確認ができていない返還金等の額は以下のとおりである。

【令和 8 年 3 月 30 日現在】地域型給付費返還金等の額

対象施設：光の子幼児学園第二嘉手納園

単位：円

年度	給付費 支弁済額	是正後の 給付費	給付費 返還額	加算金及び 利息（※）	返還額 合計	備考
令和 2	33,397,920	31,721,408	1,676,512	245,964	1,922,476	
令和 3						算定中
令和 4						算定中
令和 5	37,460,370	35,068,684	2,391,686	956,674	3,348,360	
令和 6						算定中
合計	70,858,290	66,790,092	4,068,198	1,202,638	5,270,836	

※ 加算金は子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項に基づき算定。利息は令和 8 年 3 月 31 日を返還日として計算（返還日に応じて額は変動する）。

【問合せ先】

子ども家庭課保育支援係

電話番号：098-956-1111（代表）